

7月5日(日)は、那覇市議会議員選挙の投票日です。

あなたの1票はみんなの未来につながる貴重な1票です。



任期満了に伴う那覇市議会議員選挙が6月28日(日)に告示され、7月5日(日)に投票が行われます。未来の那覇市をつくる重要な選挙です。あなたの貴重な一票を投票しましょう。

投票時間…指定された投票所で午前7時～午後8時

投票できる方

- 平成元年7月6日までに生まれた人で、平成21年3月27日までに那覇市に転入届をし、引き続き那覇市に住んでいる人。
- 投票できない人
- ①他市町村へ転出した人。
- ②平成21年3月28日以降那覇市に転入届を行った人。

○投票所入場券

投票所入場券は、6月18日(木)に発送する予定です。※投票所入場券を紛失、もしくは届かなかった場合は、投票所で本人確認のうえ再発行します。

○期日前投票

投票当日投票所に行けな

件を満たす方は郵便を利用して投票ができます。郵便投票には、郵便投票証明書が必要です。

○点字・代理投票

①目の不自由な方のために、各投票所に点字器を用意しています。

②身体が不自由なため候補者の氏名などが書けない方は、係員に申し出れば補助員が立ち会いの上で、候補者の氏名などを書きます。

投票の秘密は法律により堅く守られますので、安心して申し出て下さい。

○本市を離れて修学する学生の住所は修学のため他市町村の寮、下宿などに居住する学生は、本市に住所登録があっても投票できません。

■お問い合わせ

選挙管理委員会

☎ 951-3215

FAX 951-3216

那覇市ふるさとづくり寄付金の状況について

昨年7月8日から「那覇市ふるさとづくり寄付金制度」が始まったことから、市では、市民のみなさまの幸せ感や満足度を第一としたまちづくりに取り組むとともに、那覇のまつりなど地域に根付いた伝統文化の継承や地域と連帯した青少年の健全育成、また、高齢者や障がい者の方が暮らしやすい地域づくりなど元気で活力に満ちた那覇のまちづくりに役立てることを目的に、広く寄付金を募ってまいりました。

今回、平成21年3月31日現在の寄付金件数、寄付金額の集計及び平成21年度に寄付金を活用した事業について公表します。

○お申込み件数・寄付金額

件数	28件
金額	809万3千円

○寄付金活用の事業名

平成20年中に寄付のあった6,982,917円を下記事業等に活用しました。

平成21年度事業名	
奥武山野球場の整備	福祉バス運行事業
高齢者公共交通割引制度	文化振興基金積立
なは市民大学	国場寄贈土地整備事業

ご寄付をいただいたみなさま、本当にありがとうございました。

寄付されたみなさまのご期待に添えるような那覇のまちづくりに取り組んでいきたいと考えておりますので、今後とも「なは」への応援をよろしくお願い致します。

なお、詳細につきましては、市のホームページでご覧いただくことができます。

■お問い合わせ 企画調整課 ☎ 862-9937

「定額給付金」の申請はお済みですか？

【給付対象者、申請・受給者について】

【申請受付開始日】

①窓口申請方式…5月7日(木)から

○定額給付金の給付対象者は、平成21年2月1日現在で当市の住民基本台帳に記録されている方とし、給付額は次のとおりです。

65歳以上の方(昭和19年2月2日以前に出生)と18歳以下の方(平成22年2月2日以降に出生)…1人当たり20,000円(上記以外の方…1人当たり12,000円)

○申請書と一緒に同封されている記載要領を参考に、市の窓口にて直接提出してください。

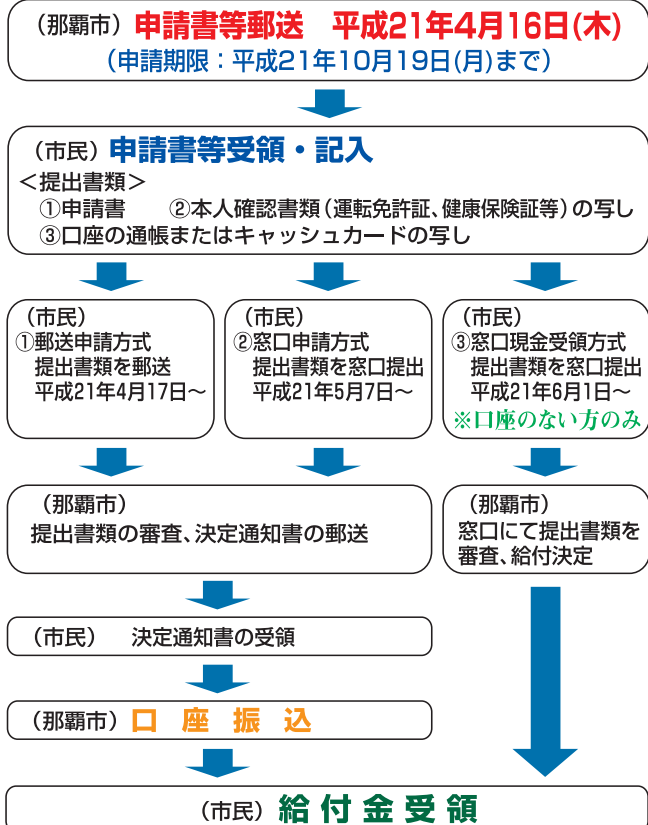
②窓口現金受領方式…6月1日(月)～26日(金) 平日祝日を除く午前9時～午後3時

久茂地セントラルビル1階にて(パレットくもじ横本庁舎向かい)

【窓口現金受領方式の申請方法】

○窓口での現金の給付は、金融機関の口座がない方が対象となります。

定額給付金受領までの流れ



○窓口での現金の給付は、身分証明と印鑑をお持ちください。

特に代理で受給する場合は、世帯主(申請・受給者の委任が必要)が必要です。

○申請期限…10月19日(月)

注…申請期限までに申請が行われなかった場合、定額給付金・子育て応援特別手当の受給を辞退したものとみなします。

○申請書の不備による振込不能等が原因で、給付ができなかった場合、市が確認などを行った上で必要ない修正ができなかったときは、申請は取り下げられたものとみなします。

■お問い合わせ

那覇市定額給付金コールセンター

☎ 951-35000(土日祝日を除く午前8時半～午後5時15分)

※市ホームページに詳細な資料等がありますので、ご覧下さい。

路上喫煙防止にご理解とご協力を

4月1日から、国際通りなどの路上喫煙禁止地区において、路上喫煙指導員によるパトロールが実施されています。

- ★条例により、路上喫煙禁止地区内では、歩行中だけでなく、立ち止まった喫煙も禁止されています。
- ★自動二輪車・自転車乗車中の喫煙も禁止です。
- ★違反した場合には、2,000円の過料が科される場合があります。



■お問い合わせ なはまちなか振興課 ☎ 867-5260